

児童相談所の体制強化を求める意見書

児童虐待事案は、近年増加しており、令和元年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、速報値で前年度比21.2%増の193,780件を記録し、平成2年度の統計開始以来、過去最多となった。

また、令和元年度の本県の児童虐待相談対応件数は、前年度比0.4%増の1,832件と、ここ数年高止まりの状態が続いており、引き続き厳しい状況にある。

国は、平成30年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、令和4年度までに全国で児童福祉司を約2,000人増員することを決定し、一昨年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律を成立させ、児童相談所の体制強化などに取り組むとしている。また、本県においても児童福祉司の増員や専門性の向上等を図り、深刻化する児童虐待事案への対応を強化することとしている。

今後、子供たちの大切な命が失われる事態が二度と繰り返されることのないよう、国と地方自治体がより一層連携し、児童虐待の根絶に向けて取り組むことが重要である。

よって、国においては、児童虐待防止対策を更に強化するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 児童虐待防止対策体制総合強化プランにより、児童相談所の体制強化に必要なかつ十分な支援を講ずること。
- 2 複雑・困難化する児童相談所の現状に対応するため、地方自治体がより専門性の高い人材の育成・確保を図る上で、必要な技術的・財政的支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

奈良県議会